

日田市規則第9号

日田市未熟児養育医療給付事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月26日

日田市長 原 田 啓 介

日田市未熟児養育医療給付事務取扱規則の一部を改正する規則

日田市未熟児養育医療給付事務取扱規則（平成25年規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(給付の申請)</p> <p>第4条 給付の申請については、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 申請は、養育医療給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 世帯調書に記載された者の<u>市町村民税</u>に関する証明書</p> <p>エ及びオ 略</p>	<p>(給付の申請)</p> <p>第4条 給付の申請については、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 申請は、養育医療給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 世帯調書に記載された者の<u>所得税等の税</u>に関する証明書</p> <p>エ及びオ 略</p>

(3) 略

(医療券の取扱い)

第7条 略

2 医療券の交付を受けている者は、当該医療券の記載事項に変更が生じたときは、養育医療券記載事項変更届出書(様式第10号の2)に当該医療券を添えて市長に届け出なければならない。

(負担金の額の算定基準)

第10条 略

2 世帯の階層区分の認定は、対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養している者のうち、当該対象者の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無により行う。ただし、当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、これが判明するまでの期間は前年度の市町村民税により決定し、これが判明した時点において、申請者の届出に基づき、その判明した日の属する月の翌月から適用して再認定を行う。

3 略

4 入院期間が1か月未満の対象者(D15階層を除く。)については、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき日割計算によって算定する。

(3) 略

(医療券の再交付申請)

第7条 略

2 医療券の再交付申請を行う者は、当該医療券の記載事項に変更が生じたときは、養育医療券記載事項変更届出書(様式第10号の2)に当該医療券を添えて市長に届け出なければならない。

(負担金の額の算定基準)

第10条 略

2 世帯の階層区分の認定は、対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養している者のうち、当該対象者の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行う。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合は、これが判明するまでの期間は前々年度の所得税又は前年度の市民税により決定し、これが判明した時点において、申請者の届出に基づき、その判明した日の属する月の翌月から適用して再認定を行う。

3 略

4 入院期間が1か月未満の対象者(D14階層を除く。)については、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき日割計算によって算定する。

5 略

5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。